

社会資本整備審議会 建築分科会（第20回）

平成18年8月31日（木）

【事務局】 本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。住宅局建築指導課の〇〇でございます。事務局を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日はマスコミ等の取材希望がありますので、よろしく願いいたします。カメラ撮りは事前をお願いしておりますように、質疑開始まで、それから、建築分科会長より大臣政務官へ答申の手交を行うところから手交後の大臣政務官あいさつ終了までとなっておりますので、よろしく願いをいたします。

まずお手元にお配りをしております資料の確認をさせていただきます。お手元の議事次第にございますように、本日配付資料といたしましては、資料1「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」報告<概要>、資料2が報告の本文であります。資料3はそれに付随する資料集、資料4は分科会委員名簿というふうになっております。以上の資料をお配りしておりますが、欠落がございましたら事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

本日ご出席の委員の皆様方は11名でございまして、建築分科会委員および臨時委員、総数24名の3分の1以上に達しております。社会資本整備審議会令第9条により、本分科会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

本日の議事はお手元にお配りしております議事のとおりでございます。

それでは、議事進行につきまして、分科会長、よろしく願いいたします。

【分科会長】 本日は委員の皆様には、このようにお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。

それでは、ただいまから第20回建築分科会を開会させていただきます。まず、最初は「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」（答申案）の審議でございます。本議題につきましては、昨年12月12日に国土交通大臣より社会資本整備審議会会長に対して諮問をいただいております。調査、審議につきましては、会長より建築分科会に付託されておりました。当分科会におきましては、基本制度部会を設置しまして議論を行ってきたところでございます。去る2月24日開会の当分科会におきまして、国土交通大

臣に対して中間報告を提出しております。その後、6回にわたる基本制度部会の議論を経まして、このたび最終の部会報告をとりまとめたところでございます。

この最終報告におきましては、建築物の安全性確保のために講ずべき措置として、3つ重要な提言をしております。最初が建築士制度の抜本的見直し、2つ目が新築住宅の売主等の瑕疵担保責任の履行のための資力確保措置、3つ目が建築行政における監督体制・審査体制の強化および建築関連情報の管理・提供体制の整備でございます。この具体的な内容に関しまして、事務局より詳細な説明をお願いします。

【事務局】 それではお手元の資料2、報告案に基づきまして説明をさせていただきます。全体20数ページとちょっと長いものですから、最初のほうは少しかいつまんでという形でご説明をさせていただきますのでご了承お願いいたします。

まず、めくっていただきまして2ページ目でございますが、「はじめに」とございまして、これまでの議論を総括しております。中間報告において提言があったものについて、改正の法案を提出し、6月に成立をしたと。一方、建築士制度に関する課題につきまして、さらなる検討が必要であるという位置づけでございまして議論を行ってきたと。それから、2ページの後ろのほうになりますが、第6回の部会には、この偽装問題に関する緊急調査委員会の報告も受けておると。中間報告とりまとめ以降、6回にわたる議論を経て、最終報告をとりまとめたというふうにしております。

4ページでございますが、まず事件の概要、それから物件調査等の状況でございます。構造技術計算書の偽装物件の調査の状況でございますが、30日までに姉齒元一級建築士が関与したものが100件、その他のものとして8件の報告がございます。①にございますが、姉齒元一級建築士の関与物件ということで、偽装としては99件の報告がされているというような内容がございます。

5ページでございますが、この姉齒元一級建築士に関与した、関係の業者の物件についての報告もございます。③がその他偽装等が報告された物件ということで、北海道の浅沼元二級建築士が関与したもので、それから、サムシング（株）ということで福岡で発見されたもので、それぞれ調査が進められている。そのほかにも、デベロッパー等が販売等中止して、調査が行われているものがある。また、戸建て住宅についても、調査が進められているということがございます。一番下にありますように、偽装や技術力の不足等に起因する計算の誤り、これは姉齒元一級建築士のみならず、ほかの建築士にもある、また、それを見逃した元請け建築士事務所なども含めて、多くの建築士において、不適切な業務が

行われている実態が明らかになったとしております。

6 ページでございますが、またそれに基づきまして、関係する建築士等の処分が行われたということで、総括を表明しております。6 ページおよび7 ページについて、建築士あるいは検査確認機関の処分等が記載されてございます。

8 ページからでございますが、建築士制度等の現状と課題ということで、まず建築士制度の沿革あるいは建築士及び事務所の登録状況といったものを述べた後、イ.といたしまして、業務実態、総括をしておりますが、構造設計あるいは設備設計に従事する者の割合が極めて低い、あるいは、所員数5人未満の小規模事務所が占めておって零細な実態がある、また、構造設計業務あるいは設備設計業務の多くが再委託をされているというような業務実態を記載しております。

次にウ.といたしまして、工事監理業務に対する指摘と。工事監理につきましては、十分なチェック機能が果たせていない場合があるなどの指摘があり、工事監理の方法、内容、範囲等を明らかにして、工事監理の責任者を明確にすべきというような指摘があると記載をしております。

エ.にございます、業務報酬、賃金水準、これは「賃金構造基本統計調査」について調べたもので記載がございまして、10 ページにございますように、現行の報酬基準である告示1206号につきまして、専門分野別に対応したものとはなっていないというようなことと業務実態に合わなくなっている指摘があるということを記載しております。

それから、オ.といたしまして、建築士につきましては、独占業務である設計・工事監理以外にも、多様な業務が増えてきているということにしております。

それから、③の建築士制度をとりまく社会状況の変化でございますが、社会状況の変化とともに、建築行政や住宅政策のあり方としても、量の確保から質の向上を目指す方向へと移行している。ストックの有効活用が重要視されるようになっている。また、さまざまな安全対策が求められるような状況になっている。これらを踏まえすと、建築士には、これまで以上に高い能力と質の向上が求められているとしております。

それから、④の安全性に対する国民の信頼を損なう事案についての総括でございますが、まず建築士の能力の欠如ということで、姉齒元一級建築士による構造計算書偽装問題につきましては、偽装された構造計算書から判断をいたしますと、次のページになりますが、適切な構造計算を行えるだけの十分な能力を有していないということが考えられると。また、元請け建築士らは「構造を原則論的には分かっているが、実際の数量等は構造設計の

範疇だと思っているため分からない」「確認が下りているということを頼りにしていた」等の主張をしており、安全な建築物を適法に設計しなければならないという義務を果たせるだけの能力、チェック能力のない元請け建築士の存在が明らかになったと。

建築技術の高度化に伴い、建築士の得意分野ごとの分業、協働が行われているようになっておりますが、このような設計体制にあつて、むしろ全体をとりまとめ、管理すべき建築士の役割が非常に重要というふうに位置づけております。そのため、必要な知識及び技能の維持向上の努力を怠り、必要とされる能力を持たないまま設計を行っている元請け建築士が相当数存在しているということを問題意識として述べております。

それから、イ.といたしまして、不適切な設計の外注、これは北海道の浅沼元二級建築士のケースでございますが、この案件ではこの建築士が二級建築士であり、事務所登録を行っていないということを知らないで、また、確認もせずに使用していたと、そういう安易な設計の外注状態が明らかになっているということにしております。

それから、12ページでございますが、住宅の瑕疵担保責任に関する現状と課題ということで、今回の偽装問題を契機といたしまして、新築住宅の売主等が十分な資力を有さず、瑕疵担保責任が十分に履行されない。この場合、住宅の所有者が極めて不安定な状態に置かれると、改めて認識されたと。中間報告においては、この瑕疵担保責任の履行の実効を確保するための措置を早急に講ずる必要があるとして、6月の改正の法律におきましては、保証保険契約の締結等の措置の有無等の説明、あるいは書面の交付の義務付け、あるいは請負契約への記載の義務付け等の情報開示のための措置が講じられた。さらに、瑕疵担保責任履行の実効を確保するため、実効性のある措置の検討が必要ということにしております。

それから、建築行政の体制に関する現状と課題でございますが、まず①としまして、行政での監督・審査体制でございますが、一部の指定確認機関では建築確認等を見過ごす等の、審査が行われなかった事実があった、また、国土交通省の緊急点検においても、不十分な構造審査の実態が明らかになっているということで、体制整備が喫緊の課題だということでございます。

それで次の13ページになりますが、一方、耐震改修やアスベスト対策、省エネルギー、バリアフリー等の新たな課題に的確に対応するための業務も増大している。さらに、今般の改正で、3階建て以上の共同住宅における中間検査の義務付け、あるいは指定確認検査への立入検査権限の付与の措置がされており、こういった業務にも的確に対応する必要が

ある。一方、特定行政庁の職員数あるいは構造審査担当者ともに減少しており、体制整備が急務であると。また、審査におきまして、指定確認検査機関の指導監督につきましても、個々の確認、建築確認、検査内容の適法性を検査することまではほとんど行われていなかった。今後、国及び都道府県が必要な体制を整備し、指導監督を実施する必要がある。

また、②でございますが、建築確認・検査の特例制度の課題で、建築士が設計をしても、壁量の計算あるいは図面への転記ミスがあったということで、建築士による適切な業務を信頼して、確認等の一部を省略する制度についての是非についても検討が必要だろう。

③については情報提供の体制でございますが、特定行政庁の役割は、今後は違反对策、まちづくり等の業務へとシフトしつつある。こういった中で、既存建築物の情報の速やかな把握、あるいは建築士等の業務実績、処分履歴を共有できること、こういったことで、データベースへの期待が高まっている。14ページにまいります、しかしながら、システムを整備している特定行政庁は全体の約半分にとどまる。今後、建築物に関する情報を総合的に管理・提供できるシステムの整備が必要ではないかということでございます。

それから、④は構造計算書に係る審査体制でございますが、構造計算適合性判定の際には、大臣認定プログラムを用いて再入力・再計算をすることによって、偽装防止をするということでございますが、いろいろなプログラムを用いるということがあり、偽装の有無を含めて詳細な審査を行う場合に、円滑な審査を可能とするシステムの整備が今後の課題であるということにしております。

次に15ページから、見直しに向けた基本的な考え方でございます。まず、1番は建築士制度の信頼の確保でございますが、まず①として、資質、能力の向上あるいは専門能力を有する建築士の育成、活用ということで、受験資格及び試験等の資格要件の厳格化、あるいは資格取得後の自己研鑽を実効あるものとするための環境整備といった見直しを行うべきだと。

それから②の高度な専門能力を有する建築士による構造設計、設備設計の適正化でございますが、高度な専門能力を有する建築士が関与して適切に設計が行われる仕組みを制度化すべきであるとしております。

③建築士及び建築士事務所の業務の適正化でございますが、建築主が安心して設計を依頼できる環境を整えるということで、業務内容の明確化、その責任を明確化して、市場で選別を可能とすることが必要である。したがって、消費者が建築士本人であることを直接確認できるようにすること、あるいは16ページでございますが、業務の内容を建築主が

十分理解した上で適切に契約が行われるようにすること、事務所の管理機能の強化、業務の再委託等の適正化を図ることを基本として、見直しを行うべきだとしております。

④工事監理業務の適正化と実効性の確保でございますが、業務内容、実施方法の具体化や建築主への報告内容の充実、また、管理者の選任義務の履行を担保するための措置が必要だと。

それから、⑤の業務報酬のあり方でございますが、標準的な業務内容、また、それに伴って必要となる作業量を示すことが適当である、業務実態の変化に合わせて見直しを行う必要があるとしております。

それから、⑥団体による業務適正化に向けた取り組みの強化でございますが、建築士や建築士事務所を会員とする団体により、会員の資質、能力向上のための取り組み、建築士の業務の適正化を図るための取り組みが推進されるよう、制度の見直しを行うべきだとしております。

それから、(2)の住宅の瑕疵担保責任の実効性確保でございますが、売主等の資力確保に関しては、保険、供託、信託等を活用した制度設計が考えられる。また、住宅性能表示制度の活用と紛争処理体制等についても、十分留意する必要がある。それから、17ページにまいります。また、保険機能を活用した制度設計にあっては、モラルハザードの防止に留意することも必要だというふうな指摘がございます。具体的な制度設計が行われることを前提に、新築住宅購入者等の保護の観点から、住宅に係る情報開示を進めるとともに、瑕疵担保責任履行の実効を確保するための措置を講じる必要があるとしております。

(3)の行政の監督体制の強化等でございますが、まず、①の行政の監督体制・審査体制の強化でございます。国土交通大臣、都道府県知事および特定行政庁は、必要かつ十分な建築行政の執行体制を整備する必要がある。建築技術の高度化あるいは法令改正等に的確に対応できるよう、継続的な研修等を通じて十分に審査能力の維持、向上を図る必要がある。それから、②の確認の特例制度の見直しでございますが、建築士の問題につきまして、適法性が確保されるよう、制度の見直しを行うべきである。それから、③は情報の管理・提供の整備でございますが、これまで以上に正確に情報を把握するとともに、実績、処分等の情報を国民に開示する体制を速やかに整備することが不可欠であるとしております。また、18ページでございますが、電子認証の問題でございますが、電子認証システムを活用した審査体制の整備について具体化を図る必要があるというふうにしております。

19ページ以降は、具体的に講ずべき施策でございます。ここについては、全文を朗読

させていただきたいと思います。

(1) 建築士制度の抜本的な見直し

①建築士に求められる資質、能力の確保等

適切な設計及び工事監理の業務を遂行できるだけの建築士の資質、能力の確保等を図るため、次の対策を講じる必要がある。

ア. 新たに建築士になる者の資質、能力の確保

近年、構造計算や構造設計、設備設計の業務内容が高度化しており、一級建築士については、こうした専門別の業務を理解して、指示し、チェックできるだけの能力が必要になってきている。また、構造及び設備の専門能力を有する一級建築士を育成し、そうした人材を確保することも必要となってきた。したがって、これからの一級建築士の資格付与は、こうした能力を獲得できる実務経験とその能力を確認するための試験によって厳格に判定することとすべきである。

現在、建築士試験の受験資格は、建築又は土木に関する正規の課程を卒業していること及び建築に関する一定期間以上の実務経験を有していることを基本的な要件としている。実務経験については幅広く認められており、大学院における研究期間等設計業務や工事監理業務の経験がない場合であっても受験資格が認められ、試験に合格すれば建築士として、設計業務等を行うことが可能になっている。

建築士の信頼を損なう事案の発生を踏まえ、建築士に本来期待されている設計及び工事監理に必要な能力を的確に検証した上で資格が付与されるよう、次のような措置を講ずべきである。

- ・受験資格である学歴要件については、受験希望者が、所定の学科を卒業しているかどうかではなく、建築士となるのに必要な知識等を修得可能な科目を履修しているか否かにより、判断すること。

- ・受験資格である実務経験については、原則として建築士の独占業務である設計及び工事監理の業務に関するものとし、建築士事務所の管理建築士等に証明させることとすること。

- ・これらの見直しの一環として、専門能力を有する技術者の受験資格についても適切に見直しを行うこと。

- ・さらに、構造及び設備等の専門分野の設計の重要性が増すなど高度化・専門化する建築設計に対応するため、試験内容についても適切に見直しを行うこと。

イ. 既存建築士の資質、能力の向上

現在、建築士となっている者については、建築士法第22条第1項で「設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない」とされているものの、昨今発生している事案を踏まえると当該努力義務規定では不十分であり、国民の生命、財産を守るために、必要な能力が維持向上されるよう具体的な措置が講じられる必要がある。

このため、建築士事務所に所属し、業に携わる建築士については、一定期間ごとの講習の受講を義務付けることとし、講習及び受講効果を確認するための修了考査の実施により、資格取得後の新たな建築技術への対応や建築基準法令等の改正への対応等必要な能力の維持向上が図られるよう措置すべきである。

ウ. 建築士であることの確認・証明

再委託などにより、設計等の業務が重層化している中で、今回の構造計算偽装問題等では、消費者はもちろん、元請け建築士事務所も、業務を再委託している建築士の情報を正確に把握していない場合があることが明らかとなった。

設計等を業として行う場合には建築士事務所の登録が必要であり、その旨の標識を掲示することとされているが、実際の業務を行っている者が建築士なのか、それとも補助者なのかは、建築士はもちろん一般の建築士にも分かりにくいといった実態がある。

こうした実態を改善し、建築士の責任を明確化し、業務の適正化を図るため、現在の建築士免許証を顔写真入りの携帯可能なものに変更し、業務実施時に提示義務を課し、建築主等が建築士の本人確認ができるようにすべきである。

② 高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化

建築設計が高度化・専門分化している実態を踏まえ、構造設計及び設備設計の適正化を図るため、次の措置を講ずべきである。

- ・一定規模以上の建築物等については、構造設計又は設備設計について高度な知識及び技能を有する一級建築士（特定構造建築士（仮称）、特定設備建築士（仮称））による、構造又は設備に関する設計図書の作成又は法適合証明を義務付けること。

- ・上記措置が確実に実施されるよう、建築確認申請時に、特定構造建築士又は特定設備建築士が自ら設計図書を作成した場合にはそれぞれ特定構造建築士又は特定設備建築士である旨を証する書類を、それ以外の場合には法適合性を証明した図書を建築確認申請書に添付しなければならないこととする。

- ・特定構造建築士又は特定設備建築士は、それぞれ構造設計図書又は設備設計図書の作

成に関し一定以上の実務経験を有し、かつ、所定の講習を修了した者又はこれと同等と認められる者とする。

③建築士事務所の業務の適正化

建築設計の分業体制が常態化していることも踏まえつつ、業務の適正化を図るため、次の措置を講ずべきである。

- ・ 建築士事務所を管理する管理建築士について、一定の実務経験等の要件を付加するなど、その能力の向上を図ること。
- ・ 管理建築士が技術的観点から開設者に述べた意見が尊重されるよう必要な措置を講じること。
- ・ 住宅購入者等の信頼に応えるため、受託した設計業務又は工事監理業務の一括再委託を禁止するとともに当該業務の建築士事務所以外への再委託の禁止を徹底すること。
- ・ 建築主が業務を委託する際に、所要の情報を得た上で委託するか否かの判断ができるよう、管理建築士又は開設者が指名した建築士に、一定の事項について事前説明を行わせるとともに、その内容について書面で確認させること。
- ・ 事務所の開設者に対して、所属建築士の講習受講機会への付与を義務付けること。

④工事監理業務の適正化と実効性の確保

建築物の質の確保、向上を図る上で、設計と並んで重要な役割を果たす工事監理業務については、建築主と工事監理者となる建築士との間での業務内容を確認し、その適正化を第三者性などの実効性の確保を図るため、次の措置を講ずべきである。

- ・ 工事監理業務として実施する内容を、業務の受託に際して説明し、書面で確認させること。
- ・ 工事監理業務の内容、実施方法や建築主への報告内容等の適正化、明確化を図ること。
- ・ 建築基準法上の着工届けの際に工事監理業務の契約書を添付させるなど、建築主の工事監理者の選任義務について実効性を担保するための措置を講じること。

⑤報酬基準の見直し

建築士事務所における業務の適正化を担保するとともに、建築主にとっても委託する設計業務や工事監理業務の報酬決定に際しての目安となるよう、所要の実態調査等を行った上で、標準的な業務量について、意匠・計画、構造及び設備の分野別に示す、工事金額でなく延べ床面積に応じて示す、設計業務のCAD化、調査業務の増大を踏まえ業務量の見直しを行う等、報酬基準を定めている現行告示1206号について、定期的に見直しを行

うべきである。

⑥団体による自律的な監督体制の確立

建築士や建築士事務所の業務の適正化を図り、建築主が安心して設計を依頼できるようにするため、建築士や建築士事務所の団体への加入を義務付け、それらの団体が必要な情報の提供や知識・技能の習得促進など資質能力向上のための取り組みを行うとともに建築士等が互いに切磋琢磨できる環境を整えることを通じて建築士等に対する職業倫理意識の涵養や指導監督を強化することについては、その必要性を認める意見がある一方、関係する様々な団体からは一の団体への強制加入に対する反対意見があることや建築士等に対する厳しい参入規制となること等から強制加入そのものへの反対意見が多いこと、さらに新たに強制加入制度を採用することについて憲法で保障された権利を制限するに足る理由が不十分であるとの指摘があること、また、現状の加入率が1割程度にとどまっており、直ちに強制加入させることについて十分な理解が得られる状況にないことから、強制加入については将来の課題としつつ、当面、既存団体への加入率を向上させ、団体による自律的な監督機能を強化させることを主眼として、次の措置を講ずべきである。

ア. 団体による研修の実施

建築士及び建築士事務所の団体を建築士に対する研修等を実施する団体として位置付けることにより、建築士の資質、能力の維持向上を支援させ、その業務の適正化を図る。

イ. 団体を通じた業の適正化の取り組みの推進

団体を通じた自律的な業務の適正化による消費者保護を促進するため、次の措置を講じる。

- ・建築士事務所協会に苦情相談業務を行わせることとし、会員には当該業務上必要な調査への応答義務を課すこと。

- ・建築士事務所協会以外の団体が建築士事務所協会という名称を使用することを制限するとともに、建築士事務所協会会員以外の者が建築士事務所協会会員という名称を使用することを制限すること。

ウ. 団体による登録、閲覧事務の効率的・効果的な執行

建築士や建築士事務所の登録事務や登録簿の閲覧事務については、指定登録法人制度を設け、団体を活用することで行政事務の効率化を図る。

(2) 新築住宅の売主等の瑕疵担保責任履行のための資力確保措置

新築住宅の売主等が瑕疵担保責任履行の実効を確保するために住宅の売主等に必要とさ

れる相応の資力の確保に関して、保険や、供託、信託等の仕組みについて、具体的な制度設計の検討を進めるべきである。その際、これらの仕組みが円滑に運営されるための環境整備や、故意・重過失に起因する瑕疵による損害への対応、紛争処理体制の整備など、消費者保護のための仕組みを構築する必要がある。

保険機能を活用する場合、既存の住宅瑕疵に係る保険に比べ、質、量ともにリスクが異なるなど、制度運用主体が過大な負担を負うことも想定されることを踏まえ、さらに制度の検討を進めるべきである。

こうした検討を行った上で、瑕疵担保責任履行の実効を確保するための相応の資力確保措置を新築住宅の売主に対して義務付けるべきである。

(3) 建築行政における監督体制・審査体制の強化及び建築関連情報の管理・提供体制の整備等

①国、都道府県、特定行政庁における建築行政職員数の確保及び建築主事等の能力の向上、研修等

建築行政の体制整備については、国、都道府県及び特定行政庁において、具体的な整備プログラムを1年以内に策定・公表し、その実現に努めるべきである。また、その実効性を確保するため、特定行政庁において建築行政職員数、建築主事数等の執行体制が適切に確保されているかを国が定期的にモニタリングし、その内容を公開すべきである。

建築主事等の能力の向上、研修等については、各特定行政庁における独自の取り組みに加え、日本建築行政会議（J C B O）が中心となって、国その他関係機関の協力のもと、建築主事、確認検査員、構造計算適合性判定員等に対する建築技術、特に建築構造に関する研修プログラムを毎年度継続的に実施する必要がある。また、国においても、地方行政職員等向けの研修会等のカリキュラムを見直し、充実を図る必要がある。

また、審査の適正化・円滑化が図られるよう、国は日本建築行政会議（J C B O）と協力して、審査等に係る法令の解釈・運用方針を明確化し、公開すべきである。

②建築確認・検査の特例制度の見直し

建築士が設計・工事監理を行った多数の木造住宅について構造耐力上の違法行為が確認されたことを踏まえ、建築士が設計・工事監理を行った小規模木造住宅等について構造耐力等に関する規定の審査を省略する建築確認・検査の特例制度について、これらの規定について適法性が確保されるよう適切に見直しを行うべきである。

③建築関連情報の管理・提供体制の整備

国と地方公共団体が協力して、建築物のストック情報、建築士及び建築士事務所等に係る各種情報等を各行政機関で共有化し、さらに必要に応じて消費者に対し情報提供できる建築行政情報の総合管理システムについて、既存のシステムを活用しつつ、整備する必要がある。

その際、消費者向け閲覧情報（建築計画概要、建築士及び建築士事務所の処分情報等）と特定行政庁向け情報（違反行為若しくはその疑義に関する情報等）に分けて検討し、これらの情報を一元的に収集・管理する必要がある。

④構造計算書に係る電子認証システムの整備

今後、国は、他制度での仕組みも参考にしつつ、構造計算書に係る電子認証システムの活用に向け、当該システムをより低コストで効率的に実施するための技術開発を推進するとともに、当該システムに対応した構造計算プログラムの性能評価等に関する共通ルールの構築等について検討すべきである。また、電子認証システムの導入に当たっては、すべての設計者においてその円滑な導入が進むよう支援スキームを検討すべきである。

あと、別添といたしまして、審議経過および名簿をつけております。以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの部会報告につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

【委員】 ちょっと細かいことで申しわけないんですが、11ページの4段落目のちょうど上なんですが、「むしろ全体をとりまとめ・管理する」と、ここのフレーズなんですけれども、これを読むと、「むしろ」というふうになると、管理建築士のほうが重要だというふうにちょっと読めるんですが、両方重要なので、「むしろ」をとっていただいて、「役割も」重要だというふうに、「も」に置きかえていただいたほうがいいんじゃないかなという気がちょっとしたんですけれども、これはそういう趣旨ではなくて、やっぱり「むしろ」という意味でいいんですかね。

【事務局】 ここは管理建築士という意味ではございませんで、要するに、設計行為ということで、設計図書をとりまとめる、それから、設計という行為を全体として、どういうふうに進んでいるのか管理をしていく、そういう建築士の役割という意味でございます。

【委員】 それがやっぱりそちらのほうが需要だという意味？ 「むしろ」というのはそういう意味なんですけど。

【事務局】 建築設計の本質はそこだろうということは認識として持っております。

【委員】 意見としては、「むしろ」を私は要らなくて、「役割も」という、要するに個人の建築士の能力と全体をまとめるという、両方が相まって初めて確保できる、つまりとりまとめるだけの人は細かいことは全部わからないので、その人がいくら能力があっても全部はチェックできないと思うんですけれどね。細かいことでほんとうに申しわけないんですけれども、ただ、この点だけ、ちょっと気になったもので。まあ、意見だけちょっと申し上げただけで、すみません。

【分科会長】 これはさんざん部会でも、建築士の役割ということを議論しまして、全体を言葉が適切かどうか、統括できる、全体を見られる能力が最も大事だとそういうような審議経過を受けて、こういう表現になっているかと思えます。

【委員】 そうですか、わかりました。結構です。

【委員】 22ページのいわゆる新築住宅の売主等の瑕疵担保責任履行のための資力確保措置の点の、いわゆる「売主等に対し義務付けるべきである」と。次に、やはりここについては、具体的な施行に当たり、当たり前のことですが、消費者保護、安全とコストの両面で市場に受け入れられるバランスのとれた制度設計を十二分に議論した上で具体的に制度設計を取り進めることとするというふうな記載が欲しいなと思うんですけれど。要は義務付けるという点には十二分に議論してまいりましたけれども、要は、いわゆる保険、信託、供託、この辺はやはり市場に受け入れられるバランスのとれた制度設計というところを言及していただきたいなと思うんですけれども、その辺は実際の具体的な検討段階でやりますよという話であればそうですけれども、ちょっとこの辺をつけ加えていただきたいなという感じもありましたもので、一応意見として。

【事務局】 先に行われました部会のほうで、パブリックコメントなどをいただき、このような文案としてご議論いただきました。まさにこのような文章として変えさせていただいている趣旨は、バランスのとれた制度とすること、あるいはきちんと議論を踏まえて具体化していくという趣旨を踏まえて、原案となっております。今のご趣旨につきましては、それを踏まえまして検討を進めさせていただきますので、何とぞご了解をいただきたいと思えます。

【委員】 19ページの①のア.の受験資格のところ、「原則として」という表現がある。これはパブリックコメント等でいろいろな意見があった結果として追加されたのかと思えます。この含意を少しお尋ねしたいと。

それから2点目は、建築確認申請時に特定構造建築士等が設計したものに関して、工事監理に関してはどのような規定を行われるのかなんです。当該の特定構造建築士もしくは特定設備建築士の資格を持った者の工事監理に義務付けるのか、あるいは一般の工事監理でいいのかどうかですね。

それから3点目は、21ページの⑥、「建築士や建築士事務所の団体への加入を義務付け」という、この「義務付け」というのは、後の記述でいえば、必ずしもそうは読めないんですけども、この義務付けはいずれかの団体に義務付けるという意味でよろしいんでしょう？ この3点です。

【事務局】 まず19ページの受験資格の実務経験の「原則として」というところでございますが、これはパブリックコメントでも、あるいは先ほどの部会でもご議論をいただいております、特に、例えば施工の時点と工事監理といったところ、またそのほかに図面のチェックをしています行政など審査機関との関係ということで議論がございまして、そのあたりにつきましては、今後、制度を詰めるときに十分検討をさせていただこうというふうに思っております。

それから2番目の、特定構造建築士あるいは設備建築士でなければ工事監理ができないようにするかということ、これも議論はいただいたわけでございますけれども、設計図書として既にでき上がったものと現場との照合ということと、それから非常に高度な技術内容のあるものを無から図面という形で起こすということでは、少し業務的内容的にも差があるのではないかと。したがって、工事の監理部分まで義務付けをすると少し厳しいのではないかとというふうに私どもは整理をしております。

それから、3番の「義務付け」でございますけれども、この文章は非常に、10行ぐらいワンセンテンスで、よくよく見るとちょっとあれかもしれませんけれども、実は義務付けについては、「その必要性を認める意見がある一方」というふうに書いてございまして、「関係する様々な団体からは一の団体への強制加入」云々とあります。それで、団体につきましては、やはり指導監督ということを一元的にやるということになりますと、資格者なりあるいは事務所なりという形での、そういう単位ごとに1つということはおそらく避けて通れないというふうに思っております。

【委員】 原則をぜひ慎重にお考えいただければ。

【分科会長】 最後のところ、あの文章はちょっと長いですね。

【委員】 ちょっと長い。悪文です。

【分科会長】 ほかにございませんでしょうか。

もしご意見がなければ、お諮りしたいと思います。ただいまご報告いただきました、基本制度部会からの報告を当分科会の決定としたいと存じますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「意義なし」の声あり)

ありがとうございました。それでは、委員の皆様のご賛同を得ましたので、そのように決定させていただきます。

ただいま、議決していただきました報告につきましては、当分科会の結論をもって、社会資本整備審議会の答申とすることが適当と認める旨、社会資本整備審議会会長のご了解をあらかじめ得ております。そこで、これを社会資本整備審議会の答申とさせていただきます。

また、建築物の安全性確保のための建築行政のあり方についての審議は、これをもちまして終了させていただきたいと思えます。このたびの答申に当たりましては、当分科会並びに基本制度部会の委員の方々には、大変熱心にご審議をいただき答申をとりまとめていただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

本日は国土交通大臣政務官に公務ご多忙中おいでいただいております。この席で私から答申をお渡しし、その後、一言ごあいさつをお願いいたします。

(答申書の手交)

【政務官】 今、建築物の安全性確保のための建築行政のあり方についてご報告、ご答申をいただきまして、ほんとうにありがたく思っております。建築分科会長はじめ、委員の皆様方には、平素より建築行政全般にわたりましてほんとうにご尽力をいただきまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。このたびの諮問におきましては、大変限られた時間でございましたけれども、ご承知のとおり、構造計算書の偽装問題ということで、大変大きな社会的な問題が発生する中で基本制度部会をつくっていただきまして、大変濃密な、そして集中的なご審議をいただきました。そうした結果を今日、答申に取りまとめでいただいたということで、改めてほんとうに心から感謝を申し上げ、御礼を申し上げる次第でございます。

昨年11月に明らかになりました構造計算書の偽装問題、もうご承知のとおり、マンションに住んでおられる皆様にとりましては、まさに安全の問題でありますし、居住の安定ということで大変大きな問題になったばかりではなくて、そもそも国民の間に、建築物の

耐震性に対する不安や、あるいは建築そのものに対する不信を残念ながら起こした、そういう大変重大な事態でありまして、そうした意味で制度的なしっかりとした対応が必要であるということで、こうしてお願いをしたわけでございます。

建築分科会では、まず2月に当面早急に講ずべき施策として中間報告をまとめていただきまして、ご承知のとおり、通常国会におきまして、建築確認・検査の厳格化や、あるいは指定確認検査機関の業務の適正化、建築士に対する罰則の強化などそうした点については、建築基準法等の一部を改正する法律を提出いたしまして、本年6月にそれが成立をいたしております。

その後のご審議を通じまして、建築士制度の抜本的な見直しを含めましたご議論をいただきまして、今回こうして最終的な答申をいただいたということでございまして、6月に通過をいたしました法律をしっかりと実行に移していくと同時に、また、必要な建築士法の改正等法律改正や新しい制度の実現に向けまして、国土交通省といたしましても精いっぱいしっかりとやらせていただきたい、そんなように考えております。

ともかくほんとうに諸先生方には大変お世話になりましたこと、心から感謝を申し上げ、建築の安全、そして国民の安心の実現のためにまた今後ともよろしくお願いを申し上げます、そのことを申し上げまして、私からの御礼のごあいさつにさせていただきたいと思っております。ほんとうにどうもありがとうございます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、最後に事務局から報告事項がございましたらお願いいたします。

【事務局】 その前にすみません。カメラの方、退出をお願いいたします。

事務局から一つご報告をいたします。分科会長代理におかれましては、平成8年から住宅地審議会委員、平成9年から建築審議会委員、平成13年から社会資本整備審議会委員に就任をされ、5期10年、ご多忙にもかかわらず大変ご尽力をいただいておりますが、本日8月31日付をもちまして、社会資本整備審議会委員をご退任されることとなりました。

ここで、分科会長代理からご退任のごあいさつをいただきたいと存じます。分科会長代理、よろしくお願いたします。

【分科会長代理】 集団規定について、この分科会あるいはその前身の建築審議会ですらいろいろ勉強させていただきました。最初はたしか地区計画制度から入ったと思いますが、最近では、建築基準法改正についてかかわり、約20年間、この分科会あるいはその前身

の審議会でいろいろと勉強させていただきました。長い間いろいろ経験させていただきましたことをお礼申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

【分科会長】 本日は長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の建築分科会を終了させていただきます。

— 了 —